

# 令和7年度山口県地震被害想定調査業務に係る公募型プロポーザル応募要項

## 1 趣旨

本要項は、「令和7年度山口県地震被害想定調査業務」に係る業務委託候補者を選定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

令和7年度山口県地震被害想定調査業務

### (2) 業務内容

別添「令和7年度山口県地震被害想定調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### (4) 予算限度額

80,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

### (1) 単独事業者の場合

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

イ 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、大分類「04・調査・研究」小分類「01・調査・分析（統計調査を除く。）」について業務委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。

ウ 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。

エ この手続の開始の日から令和7年11月5日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

オ 本業務に関して、事業者グループ（複数の事業者がグループで本プロポーザルに参加している場合をいう。以下同じ。）の構成員として、参加していないこと。

カ 過去5年度間（令和2～6年度）に、国又は他都道府県の委託を受けて地震被害想定調査業務に相当する業務を施行した実績を有していること。なお、地震被害想定調査業務に相当する業務とは、地震動の計算と行うとともに、地震動により発生する物的・人的被害を含む広範な被害を算出する業務とし、これらの一部のみを行う業務（地震動の計算を伴う構造物の耐震設計業務、自然災害による被害額算出業務など）は含まれない。

キ 技術士法に基づく技術士資格（建設部門（土質及び基礎又は河川、砂防及び海岸・海洋）又は応用理学部門（地球物理及び地球化学又は地質）又は総合技術監理部門（これらに該当する選択科目））を有し、技術士法による登録を行っている者を有すること。また、それらの者から本業務の管理技術者及び照査技術者を配置できること。なお、管理技術者及び照査技術者は、カに示す業務1件以上の実績を有する者とする。

(2) 事業者グループの場合

ア 全ての構成員が、上記（1）ア～オの要件を満たしていること。

イ 事業者グループのいずれかの構成員が、上記（1）カ～キの要件を満たしていること。

ウ 構成員が、単独事業者又は他の事業者グループの構成員として、本業務に参加していないこと。

#### 4 質問の受付及び回答

質問については、質問書（様式1）の提出により行うものとし、電子メールによること。なお、電話で受信の確認を行うこと。

また、電子メールの件名は「【質問\_（参加者名）】令和7年度山口県地震被害想定調査業務に係る公募型プロポーザルについて」とすること。

(1) 提出先

〒753-8501山口市滝町1番1号 山口県総務部防災危機管理課 防災企画班

T E L : 083-933-2360 E-mail : a10900@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 質問期限

令和7年10月15日(水) 17時まで(必着)

(3) 回答方法

令和7年10月22日(水) 17時までに、県防災危機管理課のホームページへの掲載より回答するものとし、当該回答は、本要項及び仕様書等を追加又は修正したものとして取り扱う。

#### 5 参加表明書等の提出

この手続きに参加を希望する者は、参加表明書等の以下書類を、電子メールにより提出することとし、送信後、電話で受信の確認を行うこと。

なお、電子メールの件名は「【参加表明\_（参加者名）】令和7年度山口県地震被害想定調査業務に係る公募型プロポーザルについて」とすること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式2-1）

イ 業務実績書（様式2-2）

ウ 予定管理技術者の経歴・業務実績書（様式2-3）

エ 予定照査技術者の経歴・業務実績書（様式2-4）

オ グループ構成書（様式2-5） ※事業者グループで参加する場合のみ

カ 委任状（様式2-6） ※事業者グループで参加する場合のみ

- (2) 提出先  
上記4(1)と同じ。
- (3) 提出期限  
令和7年10月28日(火) 17時まで(必着)

## 6 提案書の作成及び提出

- (1) 提出書類  
別紙1のとおり
- (2) 提出方法  
持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は書留とし、発送後は郵送した旨を電話すること。
- (3) 提出部数  
6部
- (4) 提出先  
上記4(1)と同じ。
- (5) 提出期限  
令和7年11月5日(水) 17時まで(必着)
- (6) 留意事項  
提出された提案書等は、本公募型プロポーザルの業務委託候補者を決定するための資料であり、本業務の実施に当たっては、受託者の提案書を基にして、委託者との協議により、業務を実施するものとする。なお、提案書の内容は、委託者との協議を経て、仕様書の一部として取り扱うものとする。
- (7) その他
  - ア 提案は、1者につき1提案とする。
  - イ 提出期限後の提案書類の追加、修正、差し替え等は認めない。

## 7 審査

- (1) 審査方法  
令和7年度山口県地震被害想定調査業務審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、プレゼンテーションを実施した上で、最優秀提案者(業務委託候補者)を決定する。
- (2) プレゼンテーションの実施(予定)
  - ア 日時  
令和7年11月13日(木) 午後 ※詳細は別途通知
  - イ 時間  
40分程度(説明時間30分以内、質疑応答10分程度)
  - ウ 準備物  
オンライン形式の場合、企画提案者側のWeb会議に必要な機材(パソコン、カメラ、マイク等)については、企画提案者において用意すること。
  - エ その他

- ・提案者が1者の場合であってもプレゼンテーションを実施し、審査委員会による審査を行う。
- ・プレゼンテーションは提案書に沿った内容とし、追加での提案説明は認めない。

### (3) 審査基準

別紙2のとおり

### (4) 最優秀提案者の決定

審査委員会の委員が、提出された提案書について、プレゼンテーションの内容を踏まえた上で審査基準に基づき採点し、審査において60%を超える合計点を得た者のうち、最も合計点の高かった者を最優秀提案者とする。

なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

## 8 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に対して、文書により通知する。

## 9 最優秀提案者との契約

最優秀提案者から見積書を徴し、委託内容を協議の上、契約を締結する。

なお、最優秀提案者は、提案書に添付した見積書の金額の範囲内で、見積書を提出すること。

また、協議が不調なときは、7(4)の順位付けの結果が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

## 10 失格事項

以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) この要項に違反すると認められる場合
- (5) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

## 11 その他留意事項

- (1) 書類の作成等、提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) この要項に基づき提出された書類は、返却しない。
- (3) 関係資料の提出後において、原則として関係資料に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。但し、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (4) この手続の開始後に、3(1)イに掲げる資格審査の申請をする場合は、令和7年10月8日(水)17時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
- (5) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることになった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締

結を行わないことがある。

(6) 本実施要項に定めのない事項については、山口県知事が別に定めるものとする。

## 応募書類

以下の書類について、様式3を第1ページとした通し番号及び全ページ数を、全ての提出書類に付して提出すること。（【例】1/〇〇～〇〇/〇〇等）

なお、提案書のサイズはA4判とし、ホッチキス留めの上、7部提出すること。図面等を使用する場合はA3判も可とするが、A4判に三つ折りし、提案書に綴じ込むこと。

(1) 提案書表紙（様式3-1）

- ・提案書の表紙として提出すること。

(2) 業務実施体制（様式3-2）

- ・本業務を実施するための体制図を記載すること。  
また、配置予定技術者については、担当業務等を記載すること。
- ・様式を参考として、実施体制の実情に沿ったものを作成すること。

(3) 業務実施計画（様式3-3）

- ・当該業務を実施するに当たっての基本的な取組方針や着眼点、作業手順や工程等について記載すること。

(4) 技術提案（任意様式）

※全体で20ページ以内とすること。一部A3版で作成する場合は、A3版1ページをA4版2ページとして換算すること。

- ・データ/資料の収集整理  
被害想定調査に必要な基礎資料とその収集整理方法について記載すること。
- ・津波浸水予測の手法  
算定方法、手法及びアウトプット等について記載すること。
- ・地震動・地盤被害予測の手法  
算定方法、手法及びアウトプット等について記載すること。
- ・被害想定手法  
算定方法、手法及びアウトプット等について記載すること。
- ・啓発資料  
啓発資料及び普及啓発方法等について記載すること。

(5) 見積書（内訳書含む）（任意様式）

- ・本業務に係る所要経費を全て含めて、委託上限額の範囲内で見積書を作成すること。
- ・消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。また、別途、消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- ・見積りの根拠となった単価及び工数を含む所要経費の明細を明示すること。

## 審 査 基 準

&lt; 評価得点 (満点) : 100点 &gt;

審査項目	審査内容	配点
①業務実績	・過去5年度間(令和2～6年度)に受注した国又は他都道府県における同種業務について、十分な実績を有しているか。	10点
②配置予定技術者	・過去5年度間(令和2～6年度)に受注した国又は他都道府県における同種業務について、十分な実績を有しているか。	10点
③業務実施体制	・委託業務を確実に遂行できる実施体制、配置人員となっているか。	10点
④業務実施計画	・山口県地震被害想定調査の特徴や特性について理解しているか。 ・業務の実施スケジュールが適切に組まれているか。	10点
⑤データ/資料の収集整理	・被害想定調査に必要な基礎資料とその収集方法を十分想定しているか。	15点
⑥地震動・地盤被害予測の手法	・地形、地質、地域特性等の特性を踏まえているか。 ・類似実績や具体的な手法等が明示されているか。	15点
⑦被害想定手法	・想定される事象が正確に提案されているか。 ・適切な手法で実施することとしているか。	10点
⑧啓発資料	・効果的な啓発手法・資料となっているか。	10点
⑨価格	満点(10点)×(提案価格のうち最低価格/提案価格) ※小数点以下四捨五入	10点

※「業務実績」の項目については、業務実績書(様式2-2)により評価する。

※「配置予定技術者」の項目については、予定管理技術者の経歴・業務実績書(様式2-3)及び予定照査技術者の経歴・業務実績書(様式2-4)により評価する。